

別表3 判定料金（単位：円）（消費税等10%を含む）

当法人が、建築基準法第6条の2第1項の確認（確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認。）を行った建築物の判定料金は、次の通りとする。

【用途：事務所、物販店舗等】

評価対象床面積	標準入力法	モデル建物法
300 m ² 以内	176,000	88,000
300 m ² を超え 500 m ² 以内	220,000	110,000
500 m ² を超え 1,000 m ² 以内	264,000	132,000
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内	330,000	165,000
2,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内	396,000	198,000
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内	506,000	253,000
10,000 m ² を超え 50,000 m ² 以内	704,000	352,000
50,000 m ² を超え 100,000 m ² 以内	990,000	495,000
100,000 m ² を超え 150,000 m ² 以内	1,320,000	660,000
150,000 m ² を超え 200,000 m ² 以内	1,870,000	935,000
200,000 m ² を超え 300,000 m ² 以内	2,420,000	1,210,000
300,000 m ² を超えるもの	2,750,000	1,375,000

【用途：ホテル、集会所、病院等】

評価対象床面積	標準入力法	モデル建物法
300 m ² 以内	220,000	110,000
300 m ² を超え 500 m ² 以内	286,000	143,000
500 m ² を超え 1,000 m ² 以内	330,000	165,000
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内	418,000	209,000
2,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内	506,000	253,000
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内	638,000	319,000
10,000 m ² を超え 50,000 m ² 以内	902,000	451,000
50,000 m ² を超え 100,000 m ² 以内	1,276,000	638,000
100,000 m ² を超え 150,000 m ² 以内	1,716,000	858,000
150,000 m ² を超え 200,000 m ² 以内	2,420,000	1,210,000
200,000 m ² を超え 300,000 m ² 以内	3,146,000	1,573,000
300,000 m ² を超えるもの	3,564,000	1,782,000

【用途：工場等】

評価対象床面積	標準入力法	モデル建物法
300 m ² 以内	70,400	35,200
300 m ² を超え 500 m ² 以内	88,000	44,000
500 m ² を超え 1,000 m ² 以内	105,600	52,800
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内	132,000	66,000
2,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内	158,400	79,200
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内	202,400	101,200
10,000 m ² を超え 50,000 m ² 以内	281,600	140,800
50,000 m ² を超え 100,000 m ² 以内	396,000	198,000
100,000 m ² を超え 150,000 m ² 以内	528,000	264,000
150,000 m ² を超え 200,000 m ² 以内	748,000	374,000
200,000 m ² を超え 300,000 m ² 以内	968,000	484,000
300,000 m ² を超えるもの	1,100,000	550,000

- ①用途は確認申請書第四面に記載の区分コードに準じます。
- ②事務所等用途とホテル等用途が複合する場合、工場等用途とホテル等用途が複合する場合は、ホテル等用途の料金とします。
- ③工場等用途と事務所等用途が複合する場合は、事務所等用途等の料金とします。
- ④床面積が 300 m²以上の住宅用途との複合建築物は、所管行政庁への届出事務手数料として 11,000 円を加算します。
- ⑤建築物の計画を変更して判定を受ける場合、当該計画の変更に係る直前の判定を当法人から受けている場合、当初の申請で適用された料金の 3 分の 2 の額とします。（床面積が増加する場合は、当該増加した部分と当初申請時を足し合わせた床面積を、上記料金表にあてはめた料金の 3 分の 2 の額とします。）
ただし、評価方法を変更する場合は、上記料金表の額とします。
- ⑥軽微な変更で「軽微変更該当証明書」を交付する場合、当該計画の変更に係る直前の判定を当法人から受けている場合、当初の申請で適用された料金の 2 分の 1 の額とします。
- ⑦対象となる建築物の計画に係る建築基準法第 6 条及び 6 条の 2 第 1 項の確認（確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあっては当該確認。）を行った者が当法人でない場合は、上記料金表の額に 1 割乗じた額と致します。
- ⑧同時期に当法人の構造性能評価、建築防災評定等を受けた建築物は、上記料金表から 1 割減じた額と致します。